

子宮頸がん予防ワクチンの予防接種について

ヒトパピローマウイルス（以下「HPV」という。）感染症予防接種は、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を予防する目的で行われる予防接種です。

つきましては、下記及びリーフレット等をご確認のうえ、接種くださいますようお願いいたします。

1 対象者

(1) 通常定期接種

- ① 平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれの女性（小学6年生～高校1年生相当）
- ② 標準的な接種期間 13歳（中学1年生相当）※令和5年度接種勧奨対象者

(2) キャッチアップ接種（※）

- ① 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性
- ② 規定接種回数を終えていない方
- ③ 公費で接種を受けられる期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

【キャッチアップ接種とは】

国では、接種後に報告された多様な症状について十分に情報提供できない状況にあったことから、平成25年から令和3年まで、積極的な接種勧奨が差し控えられておりました。

令和3年11月の国専門家会議で、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、接種勧奨が再開されることとなりました、

これに併せ、接種勧奨が差し控えられていた期間に、定期接種の対象年齢であったため、接種機会を逃した方に接種を実施することとなりました。

なお、接種料金については、定期接種の方と同様に公費負担となります。

2 接種について

(1) 町内医療機関

「国民健康保険葛巻病院」(0195-66-2311)

【ご予約・お問い合わせ受付時間】平日：午後3時～午後5時

※小児科外来または産婦人科外来での接種となりますので、診療日程等をご確認願います。

(2) 町外医療機関

町外のかかりつけ医等での接種をご希望なされる場合は、町が発行する「岩手県広域接種パスポート」が必要となりますので、役場健康福祉課へお問合せ願います。

なお、あらかじめ、接種を受けようとする医療機関に、接種の可否と「岩手県広域的予防接種協力医療機関」となっているかをご確認願います。

裏面もご覧ください

3 接種料金

(1) 通常定期接種

対象年齢（平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれ）であれば無料

(2) キャッチアップ接種

対象年齢（平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ）かつ実施期間内（令和4年4月1日～令和7年3月31日）は無料

4 接種する際の持ち物

- (1) 母子健康手帳
- (2) 本人確認書類
- (3) 予診票
- (4) 岩手県広域接種パスポート（町外の医療機関で接種する場合）

5 接種済みで転入された方

転入された方につきましては、町で接種履歴が確認できないことから、接種勧奨の対象年齢（中学1年生相当）の方全てにご案内を差し上げております。

既に接種済みの方につきましては、届いた書類は破棄くださいますようお願いいたします。

6 予防接種における注意事項

- (1) 予防接種は体調の良いときに受けましょう。
- (2) 痛みや緊張などによって、接種直後に一時的に失神や立ちくらみが生じることがあります。接種後、30分程度は病院または医師とすぐ連絡をとれる場所で様子を見ましょう。
- (3) 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (4) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすことはやめましょう。
- (5) 接種当日は、激しい運動はさけましょう。
- (6) 接種後、接種局所の発赤・はれ、痛みなどがみられる場合があります。また、稀にアレルギー症状や神経症状が起こることがあります。接種直後から強い痛みやしびれなどを感じた場合は、医師の診察を受けてください。

7 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

（ただし、予防接種と副作用の因果関係が認められた場合に限りです。）

8 その他

原則として、新型コロナワクチンとHPVワクチンは、同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。

9 お問い合わせ

葛巻町役場健康福祉課（予防接種担当） 0195-65-8991